

## 中国税務速報

2017年2月20日

### 1. 全文を廃止するまたは一部の条目を廃止する税収規範性文書の目録を公布することに関する公告

国家税務総局は2017年1月22日に「全文を廃止するまたは一部の条目を廃止する税収規範性文書の目録を公布することに関する公告」（国家税務総局公告2017年第1号）を公布しました。

当該公告により、全文廃止の規定は以下のとおりです。

- 1) 「『税務検査業務公開制度(試行)』を公布することに関する国家税務総局の通知」（国税発【2000】163号）
- 2) 「石炭業界税収管理を強化することに関する国家税務総局の通知」（国税発【2005】153号）
- 3) 「税務受理公開業務を更に推進することに関する国家税務総局の意見」（国税発【2006】172号）
- 4) 「小型薄利企業の企業所得税徴収半減の範囲拡大に関連する問題についての国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2015年第17号）

一部内容を廃止する規定として、「企業が個人株主のために自動車を購入することについての個人所得税の徴収に関する国家税務総局の批復」（国税函【2005】364号）において、第2条の「上述の企業が個人株主に購入した自動車は企業の資産ではなく、損金算入することができない」という規定は廃止されました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2467051/content.html>

### 2. 原産地が日本である輸入のEVA(Poly(vinylidene chloride)-Vinyl chloride)のアンチダンピング調査のイニシャル裁定に関する公告

商務部は2017年1月19日に「原産地が日本である輸入のEVA(Poly(vinylidene chloride)-Vinyl chloride)のアンチダンピング調査のイニシャル裁定に関する公告」（商務部公告2017年第3号）を公布しました。

調査機関は保証金の形式で臨時アンチダンピング措置を実施することを決定しました。2017年1月20日から、輸入経営者は被調査製品を輸入する際、本イニシャル裁定に確定された各会社の保証金比率により中国税関に相応の保証金を支払わなければなりません。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201701/20170102504167.shtml>

### 3. 国家電子商取引実証基地の建設作業を更に推進することに関する商務部の指導意見

商務部は2017年1月17日に「国家電子商取引実証基地の建設作業を更に推進することに関する商務部の指導意見」（商電発【2017】26号）を公布しました。

本指導意見は、電子商取引ビジネスを発展させ、2020年までに実証基地の電子商取引に従事する企業を10万社まで、潜在的な電子商取引企業3万社まで、電子商取引企業の就業者数を500万超まで実現させる目標を掲げ、ハイテク園地と企業が相互に促進することでトータルのサービスや、地域間の協力を可能にすることなど、電子商取引が集約する地区を創造することを明確にしました。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201701/20170102505764.shtml>

#### 4. 企業簡易抹消登記改革を全面的に推進することに関する工商総局の指導意見

国家工商総局は2016年12月26日に「企業簡易抹消登記改革を全面的に推進することに関する工商総局の指導意見」（工商企注字【2016】253号）を公布しました。

本意見の規定により、営業許可証を受領してから経営活動を行っていない（以下「未開業」という）、抹消登記を申請する前に債権債務を発生してしないまたは既に債権債務を清算完了した（以下は「無債権債務」という）有限責任公司、個人独資企業、パートナーシップ企業は、自主的に一般抹消プロセスあるいは簡易抹消プロセスを選択することができると規定されています。

企業は簡易抹消登記を選択する場合、まず国家企業信用情報開示システムの「簡易抹消公告」コラムにおいて、自ら簡易抹消登記を申請する旨及び投資者全員の承諾などの情報を掲載し、（強制清算終結と破産プロセス終結の企業を除く）、45日間の公告期間を経過すれば、企業登記申請機関に対して簡易抹消登記を申請することができます。

企業の提出資料の簡素化も図られ、投資者全員の解散決議（決定）、清算委員会の設立、承認済みの清算報告書などの資料を一つの「投資者全員の承諾書」に簡略化されました。簡易抹消に対する異議がなければ、登記機関は申請を受け取ってから3営業日以内に決定しなければなりません。

本意見は2017年3月1日から実施されます。

[http://www.saic.gov.cn/zwggk/zyfb/zjwj/xxzx/201612/t20161229\\_173811.html](http://www.saic.gov.cn/zwggk/zyfb/zjwj/xxzx/201612/t20161229_173811.html)

#### 5. 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理に関する事項についての中国人民銀行の通知

中国人民銀行は2017年1月13日に「全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理に関する事項についての中国人民銀行の通知」（銀発【2017】9号）を公布しました。

本通知に規定する「クロスボーダー融資」とは、国内機構が非居住者から外貨・人民元資金の融資を受ける行為を指します。本通知は法律に基づき中国国内で成立した企業（非金融企業のみ、かつ政府融資ラットフォームと不動産企業を含まない）と法人金融機構（外国銀行、香港、マカオと台湾地域の銀行の域内支店を含む）に適用されます。

中国人民銀行は27の銀行類金融機構（名簿は付属資料ご参照）のクロスボーダー融資に対し、マクロプルーデンス管理を実施します。国家外貨管理局は企業と27の銀行類金融機構以外のその他金融機構のクロスボーダー融資に対し管理を実行し、全国範囲でクロスボーダー融資の統計モニタリングを実施します。中国人民銀行と国家外貨管理局間の情報共有システムも確立させます。

本通知は公布日から実施されます。実施日から、銀発【2016】18号と銀発【2016】132号は同時に廃止されました。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/127924/128038/128109/3241310/index.html>

#### 6. 資源税改革優遇政策を実行する若干事項に関する公告

国家税務総局 国土資源部は2017年1月24日に「資源税改革優遇政策を実行する若干事項に関する公告」（国家税務総局 国土資源部公告2017年第2号）を公布しました。

本公告は財税（2016）53号と財税（2016）54号に規定されている優遇税制を次のように明確しました。

- 1) 条件を満たす充填採掘と衰退期鉱山の減税について、届出制を採用すること
- 2) 法律の規定に基づき、建築物の下、鉄道の下、河川の下から充填採掘の方法により採掘した資源に対して50%を減税すること
- 3) 充填採掘の鉱山資源販売額または販売量の計算方法、衰退期鉱山の判定方法および減税後の管理強化などについても定められました。

本公告は公布日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2467112/content.html>